

一般社団法人日本住宅建設産業協会 優良住宅事業者の会 加盟規約

(目的)

第1条 この規約は、「一般社団法人日本住宅建設産業協会 優良住宅事業者の会(以下、「優良団体」という。)」に参加しようとする者が、一般社団法人日本住宅建設産業協会(以下、「事務局」という。)にその旨を申込み、優良団体加盟登録を受けるために必要な加盟資格、加盟登録および除名などについて定めるものである。

(加盟資格)

第2条 次の事項を満たす事業者が、事務局に優良団体への加盟を申し込むことができる。

- (1) ハウスプラス住宅保証株式会社(以下「ハウスプラス住宅保証」という。)が定める住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準を遵守できること
- (2) 通気工法住宅で3階以下(地階を含む)の木造住宅を建設していること

(加盟申請)

第3条 優良団体への加盟申請書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 事業者の名称、代表者名、所在地
- (2) ハウスプラス住宅保証の事業者届出番号
- (3) その他担当窓口等、事務局が必要と認める事項

(加盟登録)

第4条 事務局は、第2条に定める条件を満たし、かつ、優良団体への加盟させるに相応しいと認めた者を優良団体加盟者として登録する。

(保険料の割引)

第5条 加盟者は、その加盟する優良団体がハウスプラス住宅保証の別途定める要件を満たす場合に、ハウスプラスの住宅瑕疵担保責任保険たる「ハウスプラスすまい保険」の保険料について、割引料金の適用を受けることができる。

(責務)

第6条 第4条の規定により優良団体加盟登録を受けた者は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 住宅の品質の維持向上を図るため、優良団体が定める設計施工基準等を遵守して、住宅の建設を行うこと。
- (2) 優良団体が開催する通気工法住宅の施工方法等、瑕疵発生を防止するための研修に年1回以上参加すること。
- (3) 自己が建設等を行った新築住宅に関し、瑕疵等が発見された(以下、「事故」という)場合、当該事故原因および再発防止策を報告すること。
- (4) 優良団体への加盟に関して知りえた秘密情報(保険料の割引に関する情報を含むがこれに限らない)について、厳に秘密として適切に管理し、事務局の承諾を得ることなく、これを第三者に開示または漏洩しないこと。
- (5) 事務局の求めに応じて事務局または第三者からの監査を受け、これに協力すること。

(除名)

第7条 事務局は、優良団体へ加盟する事業者が以下のいずれかに該当する場合、当該事業者を除名できるものとする。

- (1) 故意・重過失による事故を発生させた場合
- (2) 以下に規定する損害率が40%超となった場合

$$\text{損害率} = P I / R T$$

$P I$ =優良団体への加盟登録応当日（毎年到来する加盟登録日に応当する日であって、最新の日付をいう。以下同様。）より6ヶ月前の応当日から前3年間における、ハウスプラス住宅保証が当該事業者へ支払った保険金の合計

$R T$ =優良団体への加盟登録応当日より6ヶ月前の応当日から前3年間における、ハウスプラス住宅保証が当該事業者から収入した保険料の合計

附 則

この規約は、平成23年1月23日から適用する。